

安全な現場作業を行うために

労働安全・衛生活動の手引き(第5版) 参照

全国建設労働組合総連合(全建総連)

労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働者の安全と健康を保護し、職場の安全な環境を確保維持することを目的とした法律です。この法律は、職場で発生する危険な状況から労働者を守るようにし、労働者の健康を維持するための要件が定めています。具体的には、労働災害の予防、有害物質の取り扱いに関する基準、安全教育の提供など規定されています。

労働安全衛生法では基本原則と法的枠組みを確立し、安全衛生法施行令でその法律を実施するための具体的な規則を定め、安全衛生法施行規則をもって更に具体化し、特定の業界や作業における安全対策と手続きの詳細な要件を規定しています。

労働安全衛生法の改正

また、この労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部の改正が令和7年5月8日に可決成立し、その内容に応じて、公布日から順次施行されていきます。

主な改定内容は

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
4. 機械等による労働災害の防止の促進等
5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

となります。

労働安全衛生法には、建築現場に関わる内容が多く規定されています。安全な現場作業を行う上でも労働安全衛生法に沿って作業をするのが必須となります。

安全な現場作業を行うために

安全作業の構え・装備チェック



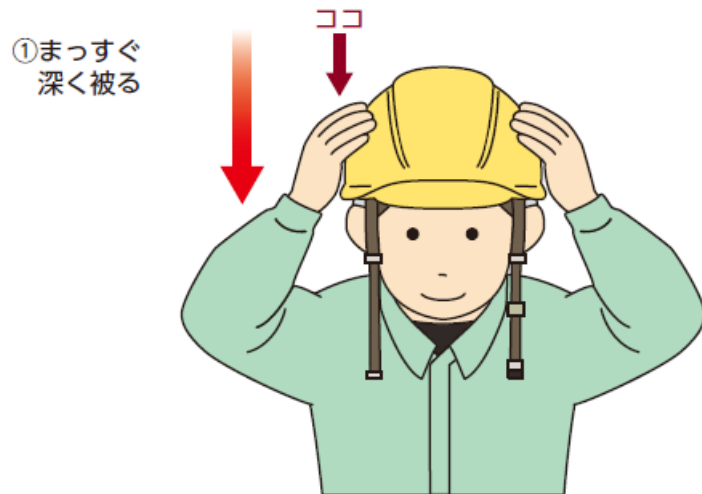
建築現場には、安全に作業を行うために数多くの決め事や守らなければいけないルールがあります。特に、この「安全作業の構え・装備チェック」は安全に作業を行う上での基本となります。

ヘルメット(保護帽)の着用

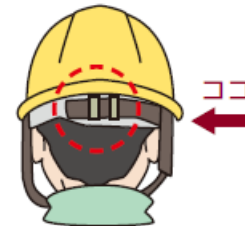
現場作業では、墜転落時保護や頭上からの落下物、周辺の突起物等からの安全確保のために保護帽(ヘルメット)を使用するものとします。

また、帽体(保護帽の本体部材)の材質によって特性が異なるので、作業内容に合った種類の保護帽を選ぶ必要があります。

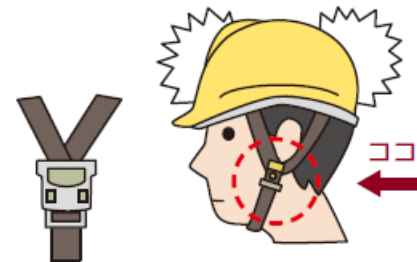
保護帽(ヘルメット)の交換時期はその材質によって異なりますが、概ね3年以内がその目安とされ、ハンモック、ヘッドバンド、あごひもなどの内装については1年以内の交換が推奨されています。



②ヘッドバンドは頭の大
きさに合わせて調節し
て確実に固定する



③アゴひもは緩みがない
ようにしっかり締める



墜落・転落災害防止対策

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則(安衛則)に基づく墜落防止措置の不備、不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものがほとんどを占めています。

そのため、適切な墜落防止措置の実施に加え、足場や墜落制止用器具の確実な点検や作業手順の周知等が必要です。

特に、足場からの墜落防止措置の検討では、「建築物等の設計段階」から「足場の解体」まで、それぞれの段階ごとに以下の点を踏まえた対策の計画的な実施が必要です。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討すること。
- ② リスクアセスメントの観点を踏まえ、実際に足場上で行われている作業の実態等を十分に踏まえて検討すること。
- ③ 作業性の低下や不安全行動等により新たなリスクが誘発されないよう、本質的な安全対策を優先的に採用するよう努めること。
- ④ 検討した対策を適切な管理のもとに総合的に実施すること。

墜落災害防止のポイント 1

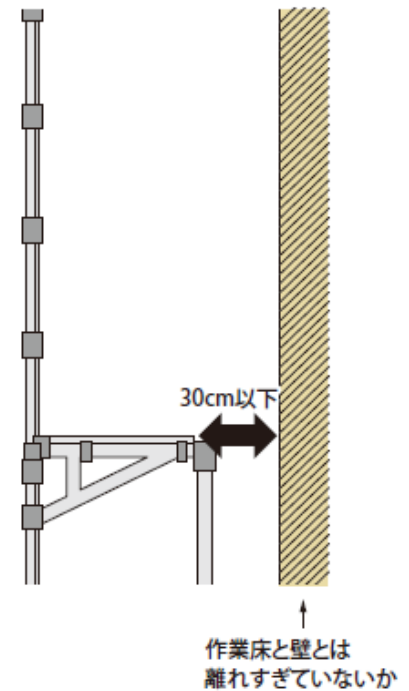
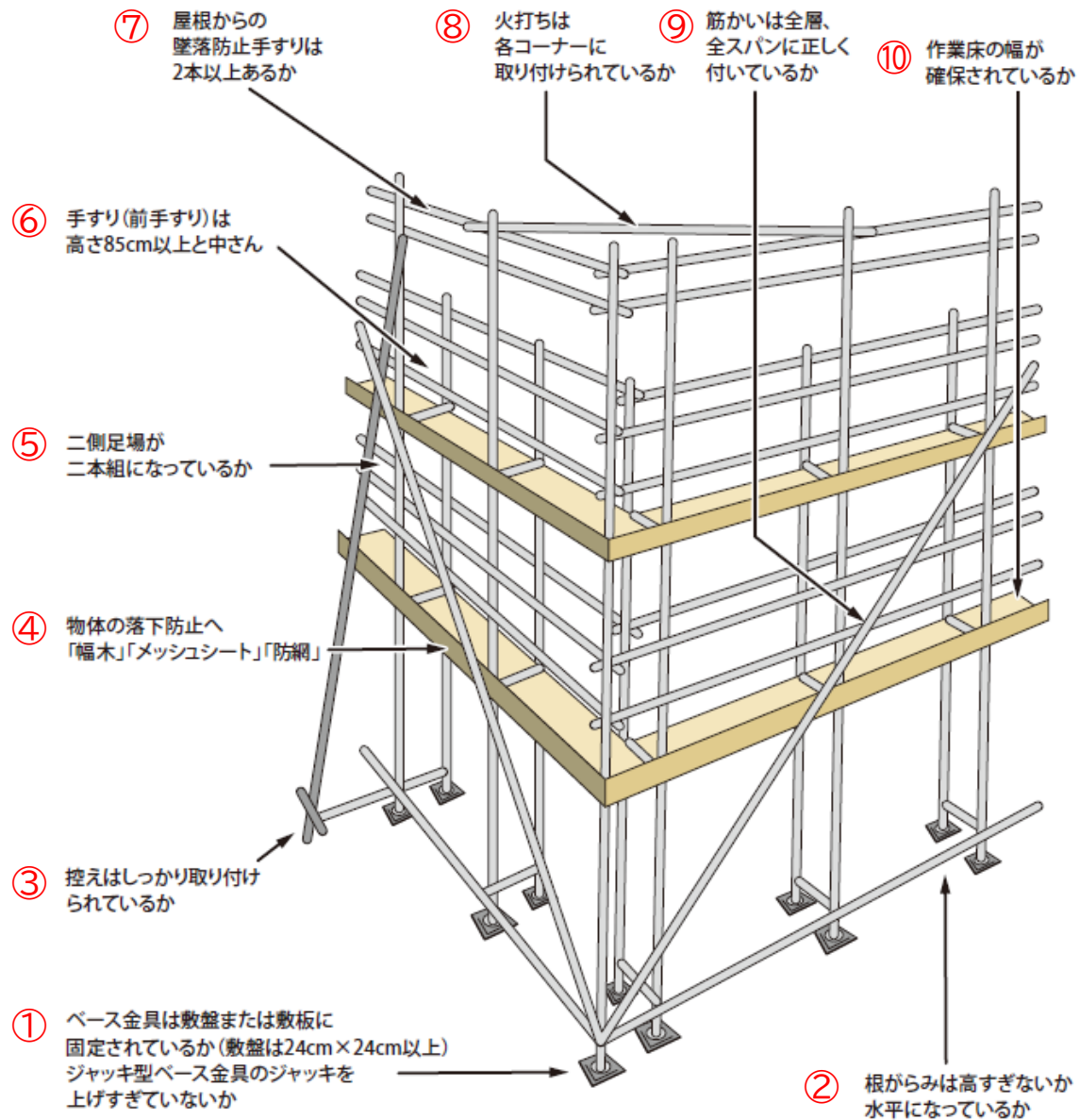
- ① 必ずヘルメットを着用し、墜落の危険がある箇所には、手すりを備えた作業床を設けるか、墜落制止用器具が設置できる設備を設ける。

※ フルハーネス型安全帯の設置利用は必須



- ② 足場の組み立て作業、建方作業は必ず足場作業主任者の指揮で行う。
- ③ 足場先行工法を採用し、作業に適した作業床を確保し、手すりを設ける。
- ④ 外部足場には、軒先から墜落防止のため、足場の建地の軒先上に手すり、中さんを設置する。

安全な足場の設置



中さん・巾木の設置

フルハーネス型墜落制止用器具の着用義務化

フルハーネス型墜落制止用器具は、墜落阻止時に身体が墜落制止用器具から抜け出さないように複数のベルトで構成されていて使用が義務化されています。高所作業を行う際は、必ず着用してください。

フルハーネス型墜落制止用器具の着用の仕方



①肩ベルト部に腕を通す



②腿ベルトを連結する



③胸ベルトを締める



④胸バンドを連結する



⑤肩ベルトの長さを調節する



⑥腿ベルトの長さを調節する



⑦胸バンドの長さを調節する



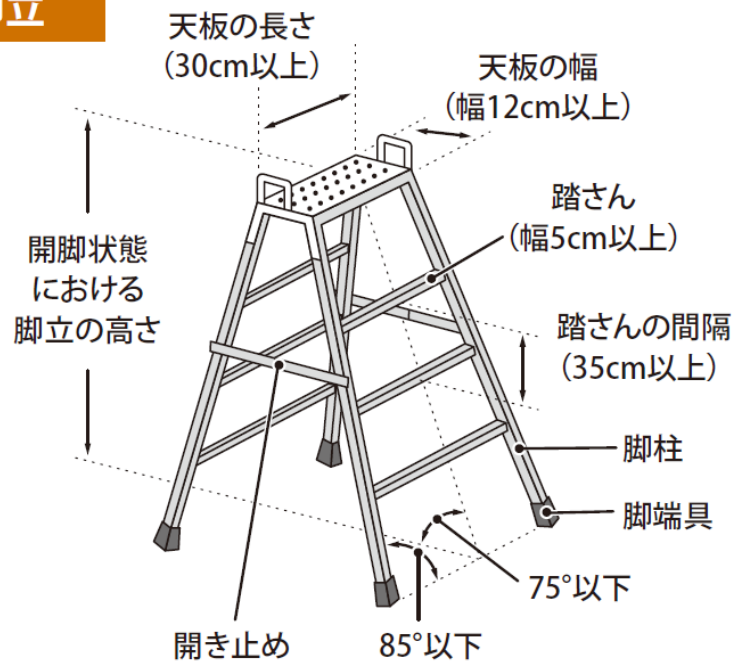
⑧装着完了

墜落災害防止のポイント 2

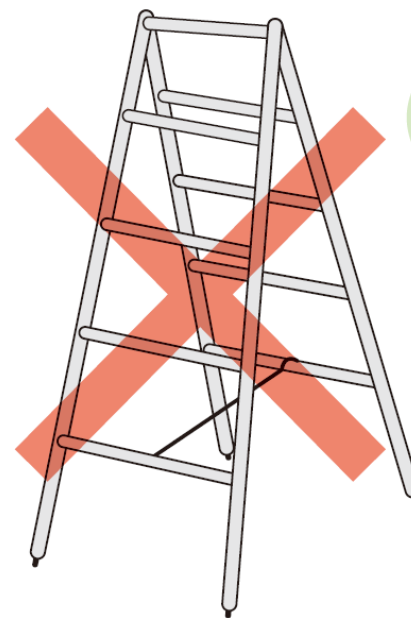
⑤ 建築物内部からの墜落防止には、安全ネットに取付けるか、仮床または本床を先行しながら建方作業を進める。

⑥ 脚立を正しく使用し、「うま」を脚立の代わりに使用しない。

脚立



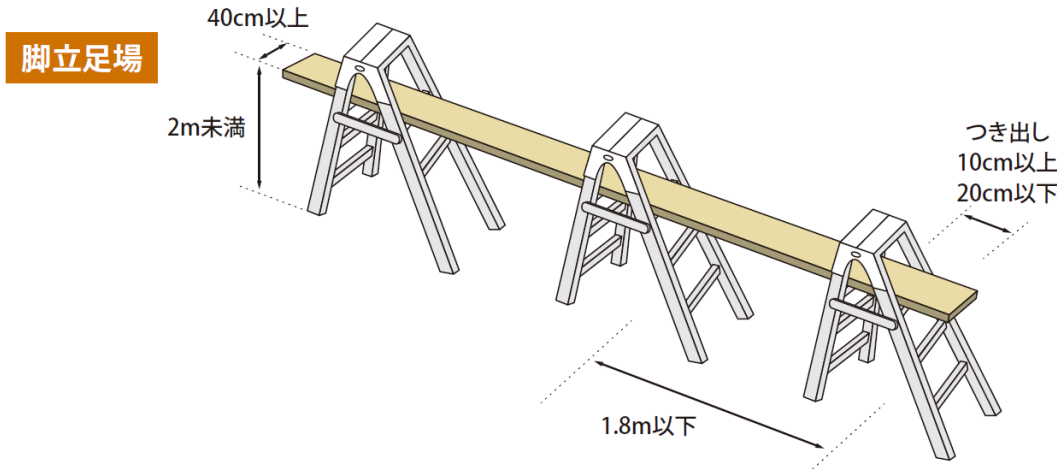
うま



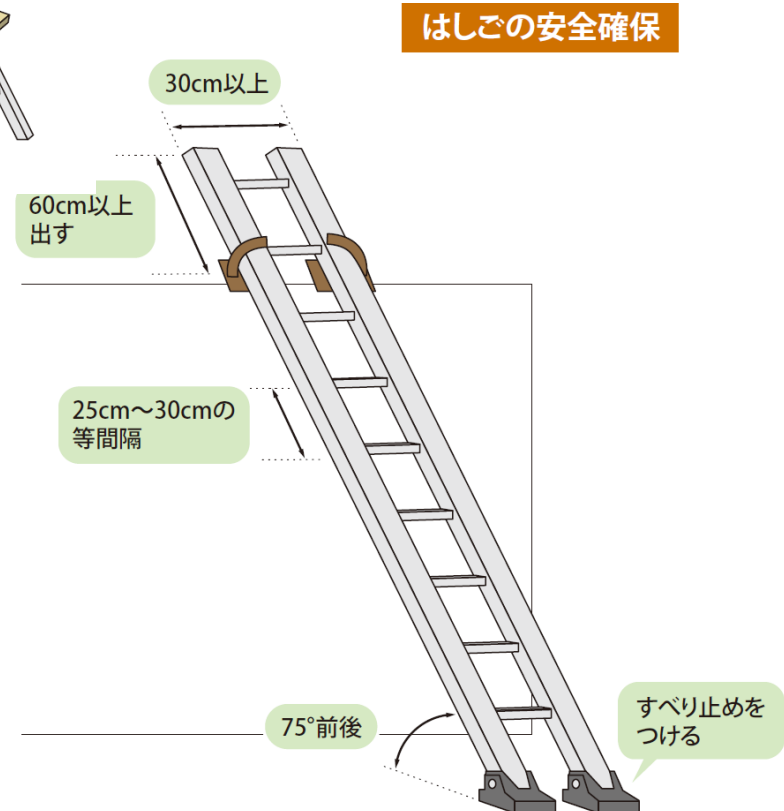
高所作業に
「うま」は
持ち込まない!

墜落災害防止のポイント 3

- ⑦ 脚立足場の足場板の高さは2m未満とし、固定して使用すること。
脚立足場は、はしごの代用として使用しない。



- ⑧ はしごの使用
- ・高さ・深さが1.5m以上の昇降には、はしご等の昇降設備を設ける。
 - ・はしご幅は30cm以上、すべり止めのあるものを使用。
 - ・はしご上部は60cm以上突き出し、確実にひも等で固定する。
 - ・はしごの設置角度は75度程度とする。

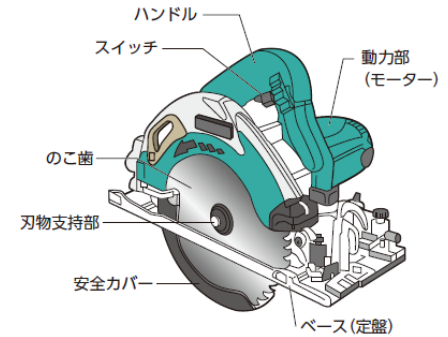


電動工具の取り扱いによる災害防止対策 1

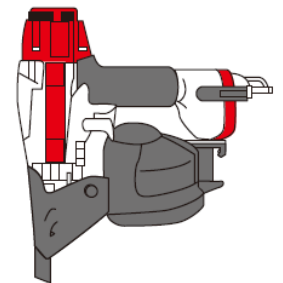
電動工具の普及により死傷災害が増えている丸のこ事故に対し、さらなる「丸のこ従事者へ教育(特別教育)」が必要とされています。

● 作業前の注意点

- ① 作業の内容に合った電動工具を使う。
- ② 電動工具の種類に応じて、防じんマスク、保護メガネ等の保護具を用意する。
- ③ 刃が回転する電動工具を使う時は、巻き込まれないように手袋をしないで素手で作業する。
- ④ 使用前に刃のひび、損傷、コードの亀裂等を点検する。
- ⑤ 安全カバーなどの安全装置の機能が正しく作動するかを点検する。
- ⑥ アースを取る。
- ⑦ 分電盤からの配線は、キャブタイヤコードを使用する。
- ⑧ くぎ打ち機を使用する場合、事前に保護メガネを用意しコンプレッサーの圧力を確認する



保護メガネの用意
コンプレッサーの
圧力確認



電動工具の取り扱いによる災害防止対策 2

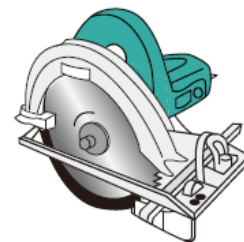
● 作業中(携帯用丸のこ盤の使用例)

- ① 持ち運びはスイッチを切り、回転を止めてからにする。
- ② 安全カバーの機能を有効にして使用する。
※ 安全カバーを固定して作動させない。
- ③ 丸のこ盤の進む方向を確認して、けが等をしないように手や足の位置に気をつけた作業姿勢をとる。
- ④ 切断する材料は安定の良い台に置き、材料と丸のこ盤をしっかり保持する。
材料を膝の上に載せたり、手に持って浮かした状態での作業は絶対にしない。
- ⑤ コードを誤って切断しないようにコードの方向に注意する。
- ⑥ 高い場所、不安定な場所に丸のこ盤を置かない。不安定な足場上で作業しない。
- ⑦ 丸のこ盤を使わない間はスイッチを切り、安全カバーでおおわれている刃の方を上向きにする。

● 作業完了時

- ① 作業終了時、点検時、刃の取り替え時は、スイッチを切り、プラグを電源から外す。
- ② 次の使用のために電動工具を点検し、不良個所は補修する。

安全カバーを固定して
作動させない!



作業主任者の配置と指導

次の作業については、「作業主任者技能講習修了者のうちから事業者が選任した**作業主任者**」の直接指揮のもとに作業を行う必要があります。
個々の判断で作業を行うことの無いように注意してください。

- ① 高さ5m以上の足場組立て、解体、変更の作業。
- ② 「軒の高さが5m以上」である木造建築物の構造部材の組立て(建方)作業、
屋根下地・外壁下の取り付け作業。
- ③ 高さ5m以上の鉄骨部材で構成された建築物等の組立て、解体、変更の作業。
- ④ 石綿含有建材の解体・除去の作業。

墜落の危険性がある作業では安全な作業床を設ける必要があります。作業床が設けられない場合や足場が設けられない現場では安全ネットを設置し、親綱を設けハーネス墜落制止用器具を確実に使用してください。

熱中症対策

炎天下の屋外での作業や風通しの悪い場所での作業が多くある建設業は熱中症にかかりやすい要因が多々ある業種とも言えます

過去5年間(2019～2023年)の業種別の熱中症の死傷者数をみても、建設業が879件と最も多く発生しており、全体の約2割が建設業で発生しています。

また、過去5年間においても死亡災害の最多数は建設業で53人となり、過去5年間の全体数の42.4%を占めていることから、熱中症被害においても危険業種となっています。

また、猛暑の中での作業による熱中症は、労災認定の対象になります。

熱中症対策

熱中症は、しっかりとした対策を取ることで防ぐことができます。

- ① 定期的な水分補給(冷水設備があることが望ましい)と塩飴等の塩分摂取
- ② 気温や湿度、暑さ指数などの気象状況の変化のチェック
- ③ 一定間隔での休憩時間の確保
- ④ 通気性のいいヘルメットの着帽や空調服の使用

特に水分補給や塩分摂取はのどの渇きに関係なく定期的に摂取することが必要です。

安全管理に留意した現場でのマナー 1

現場作業者の皆さんにとって最も多く過ごすのが建築現場となります。この建築現場には、現場マナーにプラスして守るべきルールが多くある事を押さえておきましょう。

1) 騒音対応

大きな音や振動の発生する作業を行う時には事前にお客様と近隣の方々に説明し了解をいただくようにしてください。騒音や振動が出る作業は時間を決めて行う事が必要です。

2) 隣地への立ち入り

隣地に立ち入りが必要な場合にはお隣のお宅のご了解を頂いてから立ち入るようにして下さい。また隣地に物が落ちた場合は、必ず隣家のご了承を得てから立ち入ってください。

外構・造園・境界線上・塀に足がかかる場合は、必ず「大変申し訳ございませんがすぐ終了しますのでほんの少しだけ塀に足を置かせていただいてもよろしいでしょうか？」などご了承を得るようにしましょう。

また、外部足場・養生ネットがかかる場合も隣家のご了承を得る。車にほこりが被っただけでもNGです。許可をいただく際は丁寧な言葉づかいに徹してください。

3) 車の止め方

工事車両はお客様や近隣の迷惑にならないところに駐車するようにしてください。

当たり前ですが、駐車禁止のところには停めてはいけません。その他、車庫の出入りなども考えて駐車する場所を決めてください。坂道に駐車する場合は車止めを必ず使用してください。

また、リフォーム工事で伺って駐車場がなく車を止める場合は、必ずお客様に車を止めた場所を報告し、問題がないか確認してください。資材の出し入れを優先して近場に駐車すると近隣住民の迷惑になる場合があるので注意が必要です。

安全管理に留意した現場でのマナー 2

4) 整理・整頓

現場では、様々な工具や資材を使用します。これらの工具や資材が散乱していると煩雑な現場として感じるとともに出来上がりがマイナスのイメージしか浮かびません。

また、現場の安全確保にもマイナスにしかありません。

整理整頓、これは現場での絶対ルールです。

5) ごみ

一日の工事終了時には建物内、外の整理整頓や片づけを必ず行って下さい。近所の清掃、ゴミ、廃材は仕分けルールや産業廃棄物ルールの順守を徹底して行って下さい。

間違ってもごみが散乱しないように気を付けて下さい。風が強い日などは特に注意が必要です。

6) タバコ・ガム、たん

各行政で歩行禁煙制度等があり、各工事現場などでも禁煙になっています。**作業中は禁煙です。**

喫煙は指定の場所若しくは車の中で行って下さい。

空き缶を灰皿代わりにしないようにしてください。特にくわえたばこや投げ捨ては厳禁です。

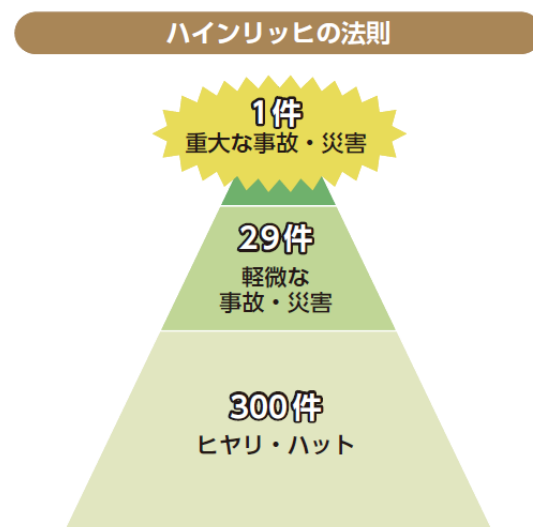
また、**ガムや痰をはかない**、ガムを噛みながらのお客様の対応は失礼です。ガムは必ず紙に包んでゴミ箱に捨ててください。

ヒヤリハットをなくす活動

建設業における労働災害は、減少傾向にはありますが、死亡災害、重篤災害は依然と多発しています。

労働災害が発生する以前に、誰でもヒヤリとしたりハツとしたり経験があり、災害に至らなかった例は数多くあります。

ハインリッヒの法則(労働災害の発生率)では、1 件の重大事故のウラに29 件の軽傷事故、300 件の無傷事故(ヒヤリ・ハット)があると言われています。この300 件のヒヤリ・ハットを集め、事前対策と危険認識を深めることで重大な事故を未然に防ぐのがヒヤリ・ハット活動で、労働者一人ひとりができる安全活動です。自身で体験されたヒヤリ・ハットを報告してもらい、リスクアセスメントへ活用しましょう。



リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を防ぐための手法です。
労働安全衛生法の改正により、平成18年4月1日以降、リスクアセスメントの実施が事業者の努力義務になっています。

災害事例 1 厚生労働省データ事例より

2 階建て家屋の屋根の塗装作業において、屋根上で滑り墜落

発生状況

2階建て家屋の屋根の塗装作業において、塗料を補充するため屋根上を移動中、足を滑らせて約6m下の地面に墜落したものである。

原因

- ①安全な通路を確保していなかったこと。
- ②墜落防止措置が不十分な作業方法であったこと。
- ③安全衛生教育を実施していなかったこと。

対策

- ①安全に昇降できる設備等を確保すること。
- ②適切な墜落防止措置を行うこと。
- ③保護帽を必ず着用させること。
- ④安全衛生教育を実施すること。



災害事例 2 厚生労働省データ事例より

小形移動式クレーンが転倒し、作業者がジブ^{*}に押されて墜落

発生状況

栈橋上に設置した小型移動式クレーンで、足場用単管の束を4m下の台船に下ろそうとしたときに発生した。移動式クレーンの傍らの運転位置を離れて資材カゴからつり荷を外そうとしたときに、移動式クレーンが横転したため、ジブ^{*}に押されて栈橋から台船上に墜落した。

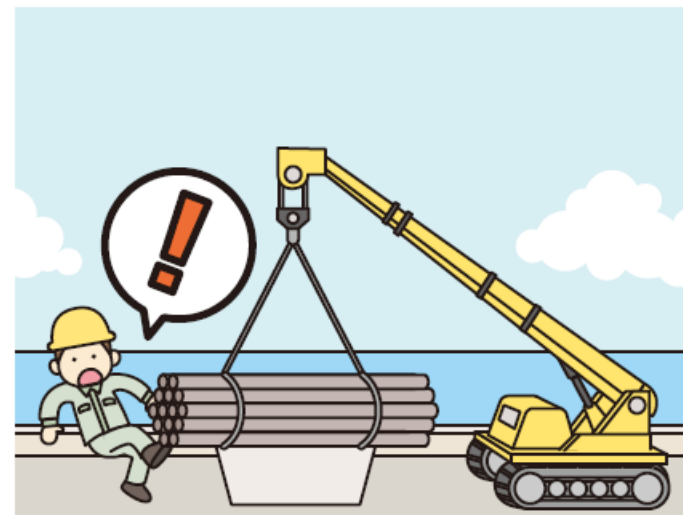
※ジブ……重量物を持ち上げるために、動力部から突き出されている腕

原因

- ①つり荷を移動中に過荷重になったこと。
- ②資格がない者に移動式クレーンを運転させたこと。
- ③1人作業であったこと。

対策

- ①移動式クレーンの定格荷重を超える荷をつり上げないこと。
- ②移動式クレーンは資格のある者に運転させること。
- ③移動式クレーン作業は2人以上の作業者に任せること。



災害事例 3 厚生労働省データ事例より

工事屋根に換気扇取付け工事中、スレートを踏み抜き墜落

発生状況

工場の屋根に換気扇を取り付ける工事中に発生したものである。歩み板の撤去と換気扇の試運転が終了し、地上に降りようと昇降用のはしごをかけていた工場東側へスレート屋根上を移動したところ、屋根のスレートを踏み抜き、床に墜落した。

原因

- ①作業者が屋根上で作業しているにもかかわらず歩み板を撤去し、スレートの踏み抜きによる墜落災害を防止するための措置を講じていなかったこと。
- ②安全な作業を行うための工事計画書を作成せず、作業者に具体的な作業手順を指示しなかったこと。

対策

- ①歩み板の撤去後に作業者がスレート上を移動しなくても済むようにすること。
- ②安全な作業を行うための工事計画書を作成し、作業者に具体的な作業手順を指示すること。



災害事例 4 厚生労働省データ事例より

屋根葺き工事中、足場板とともに墜落

発生状況

木造倉庫の屋根の瓦葺き工事において、丸太足場の点検中に発生したものである。台風が来るので、その準備をし、屋根の釘打ちはしないこと、足場は点検してから使用すること等を指示した。足場板が天びん状態となってバランスを崩し、その足場板とともに墜落した。

原因

- ① 固定されていない足場板に飛び乗ったこと。
- ② 丸太足場に、手すりがなかったこと。
- ③ 屋根上での作業に関わらず屋根の軒先に転落・墜落防止措置が講じられていなかった。
- ④ 保護帽を着用しておらず、また、墜落制止用器具も着用していなかったこと。

対策

- ① 足場板は番線等で緊結するとともに、足場の構成部材、手すり、足場板の取付け部、緊結部等を点検し、異常を認めたときは直ちに補修すること。
- ② 丸太足場での作業を行う場合には、墜落を防止するための手すりを設けること。
- ③ 屋根上で作業を行う場合には、軒先からの転落、墜落を防止するため、軒先上に丸太足場の建地を延長し、手すりを設けること。
- ④ 作業者には必ず保護帽と墜落制止用器具を着用させ、墜落のおそれのある屋根作業、軒先作業等では必ずこれらを使用させること。



災害事例 5 厚生労働省データ事例より

木造家屋の屋根に垂木を取り付ける作業中、墜落

発生状況

木造家屋増築工事において、屋根の母屋に垂木を取り付ける作業を行っているときに発生したものである。取り付けようとした垂木6本の長さが長すぎたので、母屋の上に置いたベニヤ板上に仮置きしていた携帯用丸ノコ盤で切断し、それらを順次に取り付けていった。6本目の垂木を取り付けようとした際に、なお寸法が少し長かったので、再度、携帯用丸ノコ盤を取りよせようと身をのり出したときに体のバランスを崩し、1階土間コンクリート上に墜落した。

原因

- ① 屋根上で垂木の実付け作業を行う際に墜落防止のための措置が講じられていなかった。
- ② 木造建築物の組み立て等作業主任者が必要な職務を行ってなかったこと。
- ③ 作業者に対し安全衛生教育を実施してなかったこと。

対策

- ① 屋根上での垂木等の取り付け作業では墜落による危険を防止するため、墜落防止のための措置を講ずること。
- ② 木造建築物の組み立て等作業主任者に必要な職務を行わせること。
- ③ 作業者に対し、安全衛生教育を実施すること。

